



今後の検討の全体像・スケジュール（案）

2021年9月



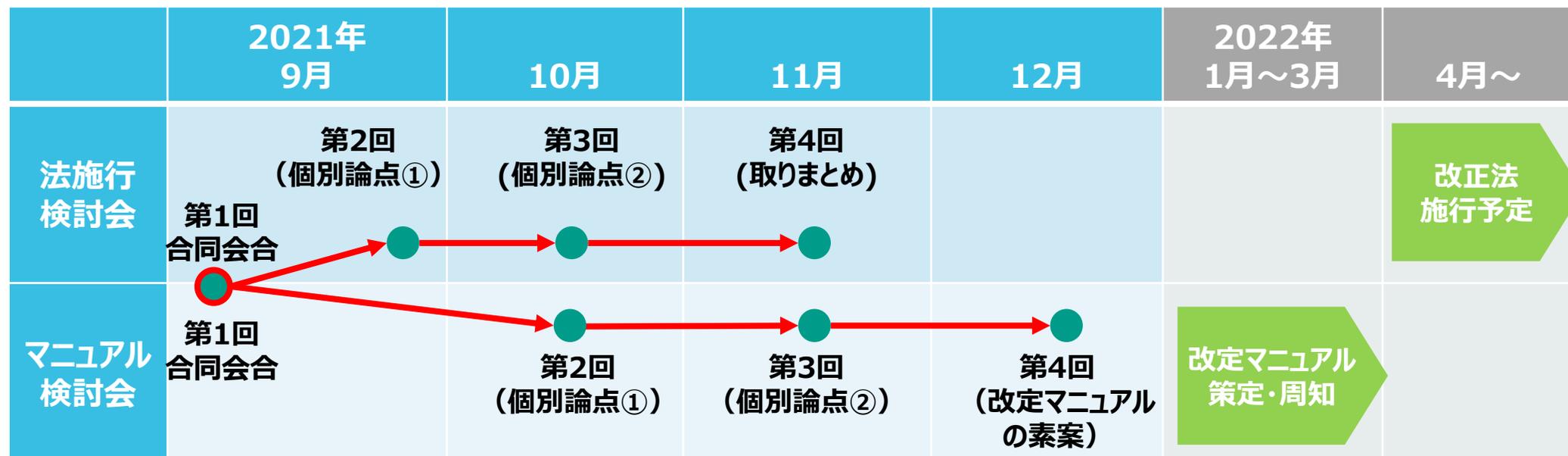
御議論いただきたい事項の概要

- 「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会」（以下「法施行検討会」という。）では、改正地球温暖化対策推進法（以下「改正法」という。）で規定された事項のうち、「促進区域」の設定、「地域脱炭素化促進事業」の認定、環境保全に係る国・都道府県による基準等について、基本的なあり方・考え方を御検討いただく。
- 「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」（以下「マニュアル検討会」という。）では、今後、地方公共団体が地方公共団体実行計画において対応すべき事項のうち、改正法、改定後の地球温暖化対策計画、地域脱炭素ロードマップに関するものについて、基本的な対応のあり方を御検討いただく。また、計画策定や施策の検討に当たって地方公共団体の参考となる考え方についても御検討いただく。
- 各検討会で御議論いただきたい重要事項は、概ね下表のとおり（下表中「◎」は、特に注力いただきたい事項）。

重要事項		法施行検討会	マニュアル検討会
2050年カーボンニュートラル目標や2030年度46%削減目標を踏まえた地方公共団体実行計画のあり方		○	◎
改正法への対応	再生可能エネルギー等に係る施策の実施目標の設定と進捗管理方法	◎	◎
	促進区域の設定、地域の環境保全の取組・地域貢献の取組に係る要件の設定のあり方	◎	○
	環境保全に係る国・都道府県による基準等のあり方	◎	
	地域脱炭素化促進事業の認定に関する基準・手続き等の運用のあり方	◎	○
	地方公共団体実行計画協議会の活用のあり方	◎	○
政府実行計画（案）を踏まえた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・実施について			◎
その他 地方公共団体実行計画の策定・実施に関すること		○	◎

今後のスケジュール案

- 両検討会は、それぞれ概ね計4回程度を開催する予定。来春の改正法の施行、これに先立つ地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定（以下、「改定マニュアル」という。）等の予定を見据えて進行。
- 年内には、各検討会としての検討成果を取りまとめる予定。全体のスケジュール案は、概ね次のとおり。



※ () 内の記述は、現時点での主な議題案のイメージ

- 第1回は、地方公共団体実行計画を巡る状況・重要事項の共通性・関連性を踏まえ、今後の議論の起点となる基本認識を形成・共有いただくべく、両検討会を合同開催とする。
- 第2回以降は、各検討会をそれぞれに開催し、より専門的・具体的に検討を深めていただく。その際、改正法への的確な対応を図る観点から、必要に応じ、互いの検討状況を共有いただくこと等により、連携して検討を進めていただく。